

消費生活
トピックス
10月
の話題



特に大規模な
災害の後は
被災地以外も
狙われます！

被害の調査をすると告げ、調査後、

- 本来必要ないのに「**〇〇が壊れているから工事が必要**」
 - 「**保険を利用すれば実質的に無料で修理できる**」
- などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。

また被災地でなくても、過去の災害を持ち出したり、将来の不安をあおったりして勧誘されトラブルになるケースもあります。

出典：消費者庁

代表的な手口

屋根の瓦がずれてますよ。
保険で修理ができますよ！

無料です。修理できるんですよ。
お金はかかりません。

公的機関のような事業者名を名乗ることもあるので注意。

必要ないわ。

工事はお任せください。

こんな話にもご注意ください！

古くなったところなどはありますか。

今回の雨で壊れたことにすれば、古くなったところも保険金できれいになります。

契約しないと帰ってこないのかしら……。

実際には保険金がおりにない・請求額より少ない、又は解約すると言ったら高額な解約金を請求されることも……。

うその理由で保険金を請求することはできません。
(詐欺に該当する場合があります。)

ポイント □ 契約を迫られても、**その場で契約をせず**、複数の事業者で比較検討しましょう。

- 「**保険を使って自己負担なく修理できる**」「**申請サポートをする**」と勧誘されたら注意が必要です。
- 訪問販売や電話勧誘で契約した場合、契約書を受け取ってから8日以内であれば**クーリング・オフ**ができます。



消費生活センター

飯田市消費生活センター
☎0265-22-4530

消費者ホットライン
[局番なし]188(いやや!)

発行元 飯田市消費生活センター(飯田市役所内)

相談
しましょう！